

野田市告示第12号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年1月24日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 101枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しく下さい。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7125-1111

第九号様式之二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
4-12-1	立看板 はり札	— 10	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-2	立看板 はり札	— 8	境杉戸線～市道71075～2522～1501～71300～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～桐ヶ作	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-3	立看板 はり札	— 8	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-4	立看板 はり札	— 12	市道2532～我孫子関宿線 東宝珠花～木間ヶ瀬	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	令和4年12月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-5	立看板 はり札	— 2	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和4年12月14日 午前9時から午後4時	令和4年12月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-6	立看板 はり札	— 8	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和4年12月14日 午前9時から午後4時	令和4年12月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-7	立看板 はり札	— 24	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和4年12月14日 午前9時から午後4時	令和4年12月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-8	立看板 はり札	— 13	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1252～1240～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和4年12月21日 午前9時から午後4時	令和4年12月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-12-9	立看板 はり札	— 16	市道1280～62317～62311～62310～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和4年12月21日 午前9時から午後4時	令和4年12月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	